「梅酒の特定の事項の表示に関する自主基準」及び
「梅酒の特定の事項の表示に関する自主基準の運用上の取扱い」

〔 平成２７年１月２３日制定 〕
日本洋酒酒造組合

梅酒の特定の事項の表示に関する自主基準	梅酒の特定の事項の表示に関する自主基準の運用上の取扱い
（目的） **第１条**　この自主基準（以下「基準」という。）は、リキュールのうち梅酒に関する特定の表示事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。	
（用語の定義） **第２条**　この基準において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 ⑴　「梅酒」とは、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 3 条第 21 号に規定するリキュールのうち、酒類に梅を浸漬し、梅の成分を浸出させたものを含んだ酒類をいう。 ⑵　「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号。以下「酒類業組合法」という。）第 2 条（定義）第 2 項に規定する酒類製造業者のうち、梅酒を製造して販売する者をいう。 ⑶　「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号）第 2 号各号に規定するものをいう。	（用語の定義） 〔第２条関係〕 酒類に梅を浸漬し、梅の成分を浸出させたものを含んだ酒類とは、梅を浸漬し、梅の成分を浸出させた酒類、及びこれに糖類、酸味料、着色料、香料、他の酒類などを混和したものをいう（発泡性を有するものを含む。）。
（特定の表示事項） **第３条**　事業者は、梅、糖類及び酒類のみを原料とし、酸味料、着色料、香料を使用してい	（特定の表示事項） 〔第３条関係〕 １　酸味料、着色料、香料を使用していないこ

梅酒の特定の事項の表示に関する 自主基準	梅酒の特定の事項の表示に関する 自主基準の運用上の取扱い
ないものを「本格梅酒」と表示することができる。	とがリキュールにおいて一般的に「本格」の要件となるものではない。 梅酒にあっては、家庭において仕込まれる際は通常、梅、糖類と酒類のみを使用し酸味料、着色料、香料を使用しないことから、この基準は対象を梅酒に限定して、そのような梅酒については「本格梅酒」と表示することができるとした。
⑵　この条において「梅」とは、梅の実のほか果肉・果汁（還元梅酢を除く。）・果皮・種を含むものとする。	2　「還元梅酢」とは、梅干製造過程における梅の塩漬けから得られる果汁で、脱塩梅酢と呼ばれるものをいう。
附　則 1　この基準は、平成 27 年 1 月 23 日から施行する。 なお、施行日までに実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。	**附　則** この基準は、平成 27 年 1 月 23 日から施行する。 なお、施行日までに実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。
2　この基準は、梅酒を巡るさまざまな要望を踏まえて特別に梅酒について規定したもので、リキュールのうち梅酒のみを対象としており、一般的なリキュールの表示の基準に影響を与えるものではない。	
3　また、制定に当たっては梅酒の表示のうちまず特定の事項についてのみ規定した。今後、合意できる項目（産地、品種、表示上の留意事項等）を随時見直していくこととする。	